

第65回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和6年12月20日（金） 午前10時から午前11時まで
開催場所	松本市役所 議員協議会室（松本市丸の内3番7号）
出席委員	清水聡子会長（松本大学総合経営学部教授） 森本瑛士委員（信州大学工学部助教） 伊藤亮二委員（松本商工会議所専務理事） 村瀬直美委員（松本商工会議所建設部会長） 松岡喜久子委員（松本商工会議所女性会会長） 小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員） 上條一正委員（松本市議会議員） 牛丸仁志委員（松本市議会議員） 川久保文良委員（松本市議会議員） 阿部功祐委員（松本市議会議員） 犬飼明美委員（松本市議会議員） 篠原一則委員（松本警察署長）【代理出席：松本警察署交通第二課 課長 椎名祐二】 太田茂登委員（長野県松本建設事務所長）【代理出席：計画調査課 主任技術専門員 矢野勝義】
欠席委員	上原三知委員（信州大学農学部教授） 轟直希委員（長野工業高等専門学校准教授） 田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長） 中川敦委員（松本市農業委員会会長代理） 内田麻美委員（松本市議会議員）

（赤間都市計画課長）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第65回松本市都市計画審議会を開会いたします。本日は、年末の大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は都市計画審議会の事務局次長をしております都市計画課長の赤間善浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の欠席につきましては、上原三知委員、轟直希委員、田中均委員、中川敦委員、内田麻美委員が都合により欠席をされております。また、篠原一則委員の代理といたしまして、松本警察署交通第二課 課長 椎名祐二様、太田茂登委員の代理としまして、松本建設事務所計画調査課 主任技術専門員 矢野勝義様がご出席され

ております。村瀬直美委員におかれましては、ご連絡ありませんので遅れていらっしゃるかと思います。

続きまして、会議の成立につきましてご報告をいたします。委員 18 名のうち、現在ご出席の委員は 12 名の皆様でございます。松本市都市計画審議会条例における会議の定足数の基準、委員の 2 分の 1 以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

それでは都市計画審議会事務局長の太田建設部長よりご挨拶を申し上げます。

(太田建設部長)

改めましておはようございます。建設部長の太田でございます。

本日は本年度 2 回目となります松本市都市計画審議会の開催をお願いしましたところ、先ほど赤間課長からもありましたけれども、清水会長をはじめ、委員の皆様には師走の大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回ご審議をお願いするのは、議案、報告事項がそれぞれございます。議案では、都市計画緑地の変更でございます。これは信州まつもと空港におきまして、空港の滑走路端安全区域の設置基準等の改定に基づき、実施いたします。滑走路整備に伴う緑地の変更につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

また、報告事項につきましては、和田の臨空工業団地に関する区域区分の変更と、策定から 5 年が経過します立地適正化計画の見直しでございます。

この後、議事の中でそれぞれ詳しくご説明申し上げますので、何卒ご審議いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いいたします。

(赤間都市計画課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日送付いたしました資料は 4 種類で、次第、議案書、補足資料、委員名簿でございます。また、本日の追加資料といたしまして、座席表、それから松本空港の滑走路移設に関する資料を手元にお配りしていますので、ご確認をお願いいたします。お手元の資料に不足のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

本日ご審議いただく案件は、議案1件、報告事項が2件でございます。議案第124号は、長野県が所管する都市計画公園の区域変更に関するものであるため、長野県松本建設事務所と松本空港管理事務所の職員も説明者として出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては松本市都市計画審議会条例により会長が議長を務めることになっております。清水会長よろしくお願いいたします。

(清水聡子会長)

皆様おはようございます。松本市都市計画審議会条例により議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱により、本日出席の委員の中からあらかじめ指名しますので、よろしくお願いいたします。本日の審議会議事録署名人は、上條委員と松岡委員にいたします。

前回の審議会は、報告事項のみでしたので、第64回松本市都市計画審議会に係る事務報告は省略いたします。

それでは、議案第124号「松本都市計画緑地の変更について」審議を行います。事務局に伺います。議案第124号の傍聴者はいらっしゃいますか。

(渋田見係長)

はい、傍聴者はありません。

(清水会長)

はい、それでは、議案第124号の説明を担当課よりよろしくお願いいたします。

(濱技師)

公園緑地課の濱と申します。着座にて失礼いたします。

議案第124号松本都市計画緑地の変更についてご説明いたします。本件は、都市計

画法の規定に基づき、都市計画緑地の松本平広域公園の区域変更のため、決定権者である長野県から意見照会がありましたので、その回答についてお諮りするものです。

最初に 8 ページ、松本市都市計画図をご覧ください。今回、区域変更となります松本平広域公園は、地図の左下、赤線で囲まれた場所にございます。信州まつもと空港を取り囲むように松本市、塩尻市にまたがっており、松本市 100.9 ヘクタール、塩尻市 49.0 ヘクタール、合計 149.9 ヘクタールの面積がございます。

続きまして 5 ページ、変更理由書をご覧ください。当緑地は平成 2 年度に松本空港の緩衝緑地として都市計画決定され、平成 9 年度に一部区域の拡大を経て、現在の面積となっております。今回の変更は、国土交通省が平成 25 年に改正した空港の滑走路端安全区域の設置基準および平成 29 年 3 月に策定した指針により、令和 8 年度末までに新基準を適用した滑走路端安全区域の整備が必要となったことによるものです。

滑走路端安全区域の整備に関しては、後ほどご説明いたしますので、公園区域の変更内容について先にご説明いたします。9 ページをご覧ください。地図の緑色が公園区域です。まつもと空港の北側、赤い三角で記した場所に、飛行機の進入灯火がございます。この部分は空港用地であり、現在公園区域から除外されています。今回の滑走路端安全区域の整備に伴い、進入灯火を赤色の場所から黄色の場所へ、南に 60m 移設する必要性が生じました。この移設により、黄色部分が空港用地となり、公園区域から除外されますが、同面積の赤色部分を公園区域として編入するため、公園面積の変更はございません。

以上が区域変更の内容です。続きまして、滑走路端安全区域の整備に関しては、松本空港管理事務所から説明させていただきたいと思いますが、会長よろしいでしょうか。

(清水会長)

はい、お願いいたします。

(池上松本空港管理事務所長)

松本空港管理事務所の所長を務めております、池上と申します。議案に関しまして説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

信州まつもと空港は、平成6年のジェット化から本年7月で30周年の節目を迎えまして、今後更なる発展を目指して、地域の皆様のご理解をいただきながら各種の施策を進めているところでございます。一方で、空港は安全が最優先ということでございまして、航空機、旅客空港業務にあたっている従事者の安全をいかに確保するかということが私共にとりまして、大変重要課題となっているところでございます。その一つとして、つい先ほど事務局の方のご説明がありましたとおり、国際機関で、国際民間航空機関「ICAO」と呼んでおりますけれども、こちらの勧告を受けまして、国がこの滑走路端安全区域「RESA」と呼んでおりますけれども、その設置基準を見直したことによりまして、また空港も一定の整備が必要となる状況になったというところでございます。事業の概要につきましては担当から説明させていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(柴田係長)

松本空港管理事務所のこちらの方の担当をしております柴田洋二と申します。よろしくお願いいたします。

説明については、あちらのスクリーンとA4裏表のカラー写真で説明をさせていただきますので、見やすい方をご覧ください。スクリーンも紙も同じ内容となっております。まずは大きく写真の方から見ていただいてもよろしいでしょうか。すみません。着座させてもらいます。

こちら松本平広域公園の北側から、松本空港を南の方向に写した写真になります。ちょうど左下から右上の方に斜めに緑地帯から滑走路が見えると思いますけれども、それが松本空港の区域ということになっております。今回審議いただくところは、ちょうど写真の中央から若干左下の方に緑地帯がまっすぐではなくて、カクッと左側に上がって角度がついてる、三角形みたいになっていると、その形の若干60m分写真の方の上側、南側に移るということで、ご審議を諮っていただいているところです。

なぜこの区域を変えることになったかっていうのは、次のページでお願いします。裏側の紙につきまして、滑走路の移設理由と滑走路の位置図概要というふうにまとめております。先ほどから滑走路端安全区域というのを拡張すると話をしたんですけども、その滑走路端安全区域というのはどこになるか、そこを変えるのに何で滑走路の移設が必要なのかということを説明させていただきたいと思います。滑走路端安全区域というのを英語で表すと「RESA」と呼んでいます。RESAは、航空機がオーバーラ

ンをしたときに緩衝となるような場所に、衝撃等を軽減させる滑走路の両端に設ける施設です。図面でいうと、上が現在の滑走路で下側がこういうふうに移設をしていきますよというのを示したものです。現状は黄色で示したところのことを言っています。工事すると赤色で示したようになっていくんですけども、滑走路の北側と南側の両側についている区域のことを滑走路端安全区域「RESA」と呼んでおります。国土交通省はこの施設の長さを 90m 以上とする新基準を平成 29 年 3 月に策定しました。それで、日本中の全ての空港が令和 8 年度までに新基準の適用した整備に着手するということになっております。

滑走路の移設概要です。RESA は、今現在は 40m あります。これを 90m にまず長くします。幅の変更はございません。これを単純に上の図で見えていきますと 90m 伸ばせば滑走路を移設する必要はないんですけども、黄色い方の右側を見ていただくと、すぐ松本市道がありまして、90m の確保ができません。そういうこともありまして、全体的に左側の南に移して、この黄色いものを 90m 確保するというものを、この下の新基準になった滑走路と滑走路端ということになっております。60m 南に移すと、空港灯火と言いまして、安全を保つために夜間とか視界が悪いときに補助するような灯火がついています。それも決まった位置に付いておりますので、60m 移設するとそれも全部 60m 設置します。そのため、今回滑走路から外れた北側の公園にある灯火も 60m 南に移すということになります。滑走路の長さは 2,000m というのは、変更はございません。全ての滑走路内の標識、区画線のような黄色い標識、それから灯火も全て南に全部移設するという事業です。

前のページに戻っていただきまして、右下にその灯火、三角形でちょっと飛び出たところ、全部直線で緑地帯が来ているのになぜそこだけ飛び出て三角形になっているのっていうのは資料の右下に示してある 10 機の灯火がついております。ここだけ決まりで幅広の灯火をつけることになっておりますので、それが移設するために、三角形の形が変わる、移設するということになっております。以上になります。

(演技師)

議案書の 15 ページをご覧ください。今回の意見照会に対する松本市の回答案です。案のとおり変更について異存ない旨の回答をすることについてお諮りいたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(清水会長)

はい、ただいま議案第 124 号について説明がありました。ご意見ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

(犬飼委員)

この 60m 移設につきまして、ご説明ありがとうございました。地元対策といいますが、地元説明はどのようにされるのか教えてください。

(清水課長補佐)

はい。

(清水会長)

お願いいたします。

(清水課長補佐)

はい、空港の工事の内容になりますので、空港管理事務所の方で回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

(清水会長)

はい。

(池上松本空港管理事務所長)

はい。回答申し上げます。地元対策につきましてはですね、空港の周りの地区、神林、和田、笹賀、今井と 4 地区がありまして、地区の皆さんとは空港の地元対策の

「空港対策委員会」というのがそれぞれありまして、その連絡会がございます。そういったようなところを通じて、令和元年度にまずこういった動きがあるよというお話をさせていただいて、令和2年度には会議の中で説明をさせていただいて、さらに各地区ともですね、様々な地元説明などをした上で、この形でいくということではないかというお話をいただいたところでございます。

(犬飼委員)

はい、ありがとうございました。

(清水会長)

他いかがでしょうか。はい、特に意見がないようですので、審議を終了いたします。

それでは議案ごとに挙手により採決を行います。まず議案第124号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。それでは、全員一致と認め、議案124号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、報告事項「松本都市計画の変更予定について」にうつります。事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(渋田見係長)

はい、傍聴者はおりません。

(清水会長)

それでは、報告事項「松本都市計画の変更予定について」の説明を、担当課よりお願いいたします。

(田中技師)

はい。都市計画課都市計画担当の田中聡と申します。着座にて失礼いたします。

それでは、報告事項「区域区分の随時見直しに関する都市計画変更」をご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。1の趣旨についてですが、和田地区にある臨空工業団地に隣接する市街化調整区域の一部を市街化区域に編入することについて、取り組み状況を報告するものです。

2の主な経過をご覧ください。松本市では、昭和46年5月に区域区分の当初都市計画決定をしております。その後、定期的な見直しが行われ、直近では令和4年度に第7回の区域区分の定期見直しが行われております。続いて、令和5年11月10日の第63回松本市都市計画審議会において、和田地区区域区分変更についてご報告いたしました。令和6年6月1日より、農林水産省と本変更に関する事前調整を開始いたしました。また同年10月25日に事前調整は完了いたしました。同年12月4日には国土交通省と事前調整を開始しております。

続いて、3の変更の概要等についてご説明申し上げます。区域区分および用途地域設定の概要と今後予定しているスケジュールについてご報告申し上げます。議案書の19ページをご覧ください。こちらの資料ですが、今回の都市計画変更に係る総括図になっております。図面の右下に、今回都市計画変更する範囲を示しております。当該箇所は、和田地区の臨空工業団地の一角にある約6.1ヘクタールの土地です。現状では、市街化調整区域となっておりますが、今回の区域区分変更において、市街化区域に編入し、用途地域を定め、周辺と同様に、工業専用地域とすることを予定しております。

続きまして、20ページをご覧ください。今回の都市計画変更に伴う制限の変更について示しております。現状の市街化調整区域から市街化区域の工業専用地域へと変更すると資料左上の表のように、土地利用規制が変更となってきます。本表に記載されているのは、あくまで一例となりますが、特に大きく異なるのは、市街化調整区域の場合には、開発許可等において許可された用途以外の土地利用が、基本的にはできません。しかし、これが工業専用地域になることによって、資料右側の用途制限において認められた建築行為を行うことができるということになります。特に、この工業専用地域は住宅の建築が認められておらず、一部の遊技施設、公共施設、病院等もこちらには建築することができません。逆に、工場や倉庫については建築が可能であり、特に工業に特化した地域ということになります。

現状の土地利用状況としては、左下の航空写真をご覧ください。大半が農用地となっております。6.1ヘクタールのうち、4.5ヘクタールが農用地であり、残りが事業用地および駐車場利用となっております。周囲は西側を除き、工業専用地域に囲まれており、今回の用途地域設定により、周辺と同様の土地利用が可能となります。

議案書の21ページをご覧ください。都市計画変更に係る今後のスケジュールについて示しております。赤い囲みで示している令和6年12月現在においては、関東地方整備局と事前調整中ではありますが、既に農林水産省の関東農政局との事前調整は完了している状況です。

議案書の18ページにお戻りください。今後の予定についてですが、令和7年2月上旬に、こちらの都市計画変更に係る公聴会。現在、公聴会に向けた資料閲覧の準備をしている状況です。令和7年7月下旬には、長野県による区域区分変更に係る市町村意見聴取および市決定による用途地域設定のための松本市都市計画審議会。令和7年9月中旬には、長野県都市計画審議会。本審議会での諮問を経て、令和7年10月下旬に、国土交通大臣との法定協議を行います。本協議をもって、令和7年12月中旬に、区域区分変更ならびに用途地域設定の決定告知が発出される見込みとなっております。

報告事項「区域区分の随時見直しに関する都市計画変更」の説明は以上となります。

(清水会長)

はい、ただいま報告事項の説明がありました。ご意見ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。

はい、犬飼委員どうぞ。

(犬飼委員)

はい、反対ということではないんですけども、この非常にですね、優良な農地を工業団地に変えるということは、大変私は個人的には非常に残念な思いがいたします。と申しますのは、やはりあの構造改善事業自体も非常に苦勞して進めてきた歴史があると思いますし、また今米不足とか言われている中で、米不足は様々な要因があ

りますのでね、あの一言では申し上げられませんが、日本の農業を守るという立場、農地を守るという立場がもう少し堅持されるといいのかな、簡単ではないと思いますし、また地権者の方の合意があつてのことだと思いますので、反対はいたしませんけれども、この優良農地を工業団地に変えるということは、非常に私は残念に思います。以上です。

(清水会長)

担当課いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(太田建設部長)

ご意見ありがとうございます。農政面の目から見ますと、そういったご意見も当然であろうと思いますが、松本市といたしましても、工業生産、また、もの作りの拠点ということで非常にこの臨空工業団地周辺というところを重要視してございます。今回どうして区域変更するかということは、もう既に皆さんご存知のとおり、ここは工業団地として拡大していくということのために区域区分を変更するという、これはもう言うまでもないことでございますけれども、そういった意味でこの周辺はそういう地域としてしっかり育成していくということが大事だというふうに考えてございます。またさらに今後松本市として工業地域ということ、ものをどういうふうに考えていくのかということは、専門の担当課の方で検討しているところでございますけれども、そういった意味でこの地域の区域区分を変更していくというところでございますので、どうぞご理解をよろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

(清水会長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では他にご意見がないようですので、続いて立地適正化計画の報告をお願いいたします。

(丸山課長補佐)

はい、報告事項「松本都市計画の変更予定について」の2件目「松本市立地適正化計画の見直しについて」説明をいたします。私は都市計画課丸山と申します。説明は着座にて失礼いたします。

22 ページをご覧ください。まず始めに、趣旨ですが、都市再生特別措置法に基づきまして、平成 29 年 3 月に策定、平成 31 年 3 月に一部改定をいたしました立地適正化計画を策定から概ね 5 年が経過したこと等から、見直しに着手していくというものでございます。見直しの内容の前に、この立地適正化計画がどのようなものなのか補足資料といたしまして、策定当時の概要版を配布してございますので、そちらをご覧くださいと思います。

補足説明資料 1 ページをご覧ください。この立地適正化計画とは、都市計画マスタープランに基づき、超少子高齢型人口減少社会における持続可能なまちづくりを進めるために、歩いて暮らせる集約型都市構造、これを具現化する仕組みとして策定したものです。市街化区域の中に鉄道駅等を中心とした拠点を選定いたしまして、その周辺に都市機能誘導区域、さらに居住誘導区域を設け、コンパクトなまちづくりを目指すとともに、各拠点を公共交通で結び、コンパクトシティプラスネットワーク、これを目指すものでございます。

立地適正化計画策定の背景といたしまして、2 ページ目をご覧ください。ここでは、松本市は昭和 45 年から平成 27 年までの間に人口が 1.2 倍に増加しました。その間、線引きにより市街化調整区域から市街化区域への編入を行い、人口集中地区は地域の南部、平田ですとか、村井ですとか下の方の図面になりますけれども、南の方に大きく拡大し、2.4 倍となってまいりました。今後はこの増加した人口が減少し、高齢者が多くなっていくと予想されております。人口集中地区というものは、右下に説明がございますのでご覧ください。

続いて 3 ページ目をお願いいたします。立地適正化計画の基本的な方針および誘導区域の設定について記載してございます。下の図をご覧ください。市街化区域の中に拠点を選定し、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設け、集約型都市構造を構築していくというイメージ、これを示してございます。

4 ページをお願いいたします。ここでは都市機能誘導区域を設定するにあたりまして、フローが記載されてございます。まず始めにステップ 0、市街化区域の中に拠点を選定しまして、次のステップ 1 では、鉄道駅や主要なバス停、歩いて行きやすい範囲、これを設定してあります。ステップ 2 としまして、地域の特性を踏まえた将来的

な公共施設等の配置などを見据え区域を追加、ステップ3では、工場の操業や低層住宅の良好な住環境が優先されるような区域は都市機能誘導区域から除外し、区域を設定し確定してきた、こういった流れでございます。

続いて5ページをお願いいたします。こちらでは、居住誘導区域の設定フローを示してございます。ステップ1で居住の誘導に適さない区域を除外した範囲をまずは基本区域といたしまして、ステップ2都市機能誘導区域や鉄道駅へ歩いて行きやすい範囲をベースとして設定してあります。地域の特性を踏まえ、すでに良好な住環境が形成されている区域の追加、また、まとまった農地等を考慮いたしまして区域の設定をしてきてございます。

このようなフローに基づきまして、誘導区域を設定したものが現在の計画でございます。これは次のページ6ページをご覧ください。都市中心拠点1ヶ所、地域拠点7ヶ所ということで、このような分布で誘導区域を設定してございます。

7ページをお願いいたします。都市機能誘導区域、居住誘導区域内の機能を高めるために誘導施設を設定してあります。都市活動や生活を支える高次の施設を拠点の中で維持、あるいは誘導していくことを目指しているというものを表しております。ページ中ほどから5のところ、誘導を進めるための取り組みといたしましては、誘導施策、こういったものをいくつか検討してまいっております。また、都市機能誘導区域の区域外で誘導施設を有する建築物の建築を行う場合、また区域内で誘導施設を休止・廃止する場合などの届け出義務、居住誘導区域の区域外で一定規模以上の建築等を行う場合の届け出義務、こういったものも制度を設けております。

8ページをご覧ください。本計画の推進に向けた目標といたしましては、人口減少の時代に人口定常化を目指す松本市としましては、それぞれの都市機能移動区域に誘導施設の維持、誘導を図り、人口密度の維持を図るこういったものを目標としております。当初の目標では、居住誘導区域全体、平成27年現在ではヘクタール45.6人という人口密度を将来的にもほぼ維持していく、そういったような目標を立てているところでございます。下半分の左側のイメージのように、人口増加時代に自動車依存の進行も加わり、広範囲に市街化が進行した過程から人口減少の時代となった今、右上のイメージ、現状のままでは拡散した市街地が低密度になり、市街化全体が希薄化し、生活を支える施設が減少することが懸念されています。そこで、右下、集約型都市構造を改革することにより、拠点ごと都市機能誘導区域では、生活を支える施設を維持誘導、居住誘導区域では、一定の人口密度を維持し、施設や公共交通の維持、持続可能性の向上を目指すというものでございます。現在の計画の概要は以上でござい

ます。

議案 22 ページにお戻りいただきまして、続けてご説明をいたします。計画策定後の主な経過、2 番のところですけども、計画策定後、その後、防災の関係で令和元年には災害危険度判定調査というものを実施いたしました。令和 2 年 9 月、都市再生特別措置法の改正によりまして、この立地適正化計画の中に防災指針を取り組みなさいということが追加されてきております。令和 3 年には松本市がハザードマップ 1,000 年に 1 度に起こる大雨に対するハザードマップを公表いたしました。4 年、県が大きな河川プラス中小河川の浸水想定区域を公表することによりまして、その後 6 年一番下ですけども、それを基にしたハザードマップも松本市は更新しております。その間、令和 4 年第 7 回の区域区分線引きの見直しが行われていたりですとか、災害危険度判定調査の結果をもとに令和 4 年 8 月には松本市防災都市づくり計画、こういったものを計画策定してきたところでございます。

今回の見直しの視点でございますが、3 の(1)まずは人口の移動ですとか医療施設等の立地動向の分析などなど、そういったものの分析、概ね 5 年の中での分析評価をしまいでいます。もう一つ、2 番目、防災指針の作成をし、この計画の中に位置づけてまいります。3 番目、防災指針に基づき誘導区域の見直し、または誘導施策の検討、こういったものも進めてまいります。ここでいう防災指針とは、あちこち行って申し訳ございませんが、先ほど補足資料の一番最後のページですが、ここに国が示した防災指針について、検討についてというものがあります。ハザードマップですとか様々な情報をもとにどの区域にどのようなハザードリスクが発生する可能性があるか、それに対してどのような条件が加わって、それに対する最終的な防災・減災、避難に対する対策をどのようにとっていくか、こういったものをまとめて示しなさいというような状況でございします。

また議案 22 ページへお戻りください。今後の予定ですけども、今年度、これまで様々なデータを基にいたしまして、分析を行い、防災指針の策定の方向性の位置づけをしていきたいと考えております。来年令和 7 年度には都市計画審議会、また市民会議等を開催しながら報告、意見聴取を行い、防災指針を定めた上で都市機能誘導区域また居住誘導区域の見直し、誘導施策の見直し検討等を行っていく予定です。

なお、現在この立地適正化計画の見直しにつきましては、現状分析の取り組み作業を行っている途中でありまして、本日は取り組みを始めるという報告のみでございしますが、次回都市計画審議会には分析結果、今後の方向性などを報告する予定でございします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(清水会長)

はい、ただいま報告事項の説明がありました。ご意見ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。

(上條委員)

はい。

(清水会長)

上條委員お願いいたします。

(上條委員)

はい、お願いします。本日は見直しに着手をしますというそういう報告ですから、中身については特に意見を申し上げるつもりはないですけど、見直しの主な視点に掲載してある項目について、次回の審議会に分析結果の報告をしていただくときに、例えば、計画の見直しの変更というのは、どういったことをするのかとか、目標値そのものを変えるのかとか、将来推計人口値をどのように扱うのか、ということも含めた現状分析等の報告があるということでよろしいでしょうか。

(清水会長)

はい、お願いいたします。

(丸山課長補佐)

はい、ありがとうございます。当然改定していくにあたりましては、分析等して細かい数字を出していく、これからそういったことを進めていくわけですけども、議会に対しても同じような説明をしていく予定でございます。目標値である人口密度の関

係ですとかそういったものも含めてご報告していく予定でございます。

(清水会長)

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では意見がないようですので、審議を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました議案につきまして後日、市長へ答申いたします。審議の結果報告については各委員からの意見等を踏まえ行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにいたします。議事録署名人に指名したお2人の委員には、後日事務局において調製された議事録を送付いたしますので、署名後、事務局へ送信をお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、後日事務局より報告書の写しおよび議事録の写しを送付いたしますので、ご承知おきください。

以上で議案審議終了いたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。進行を事務局にお返しいたします。

(赤間都市計画課長)

清水会長、議事の進行いただきましてありがとうございました。

本日は委員の皆様、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。次回でございますが、3月頃の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、開催通知をお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日お車でお越しの委員におかれましては、この後受付で無料処理をいたしますので、駐車券のご用意をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして第65回松本市都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。